

第12回 大津市歴史的風致維持向上協議会 会議録

日 時	令和5年10月31日（火）13：15～14：15
場 所	オンライン開催
出席者	<p>中嶋 節子会長（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）</p> <p>岡井 有佳副会長（立命館大学理工学部教授）</p> <p>加藤 賢治委員（成安造形大学地域実践領域教授）</p> <p>金子 博美委員（びわ湖大津観光協会副会長）</p> <p>柴山 直子委員（大津宿場町構想実行委員会委員）</p> <p>黒澤 伸行委員（滋賀県土木交通部技監）</p> <p>内川 直樹委員（大津市都市計画部長）</p> <p>木津 勝委員（大津市歴史博物館副館長）</p> <p>大崎 哲人参事（滋賀県文化スポーツ部文化財保護課）</p>

事務局	（1. 開会）
会長	<p>（2. 会長挨拶）</p> <p>（3. 議事）</p> <p>それでは、次第に従いまして、議事を進めて参ります。</p> <p>議事に入る前に、本協議会の傍聴について、本協議会は原則、公開としています。</p> <p>事務局は傍聴の方を中へ案内してください。</p>
	（傍聴者1名）
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事の（1）歴史的風致形成建造物指定の促進について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（1）歴史的風致形成建造物指定の促進について</p> <p><説明></p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきましてご意見等はございますか。</p>
委員等	<p>歴史的風致形成建造物への補助制度の確立は良い案であると思います。補助制度の利用が無い場合、補助制度活用に向けて建造物所有者にどのように利用を促すのかが課題となると思います。歴史的風致形成建造物の保存の大切さと活用方法について周知することが重要だと考えます。</p>
事務局	仰る通りでございます。
委員等	<p>歴史的風致形成建造物の指定候補を増やすためには、指定基準を明確にすべきであると思います。大津市の歴史的風致形成建造物への指定基準の幅が広いですが、新たな基準として「登録有形文化財であること」という項目を追加してはどうでしょうか。歴史的風致形成建造物への補助制度の対象物、目的はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>指定候補については、重点区域において町家の悉皆調査等を行い、調査結果を元に選定していく予定でございます。新しい基準の設定については、調査結果等を踏まえ</p>

	<p>て新たな基準を作成するかを検討致します。</p> <p>当補助制度は歴史的風致形成建造物に指定した物件を対象とし、該当の建造物を保存していくためのものがございます。</p>
委員等	歴史的風致形成建造物の指定をどのように進めていく予定ですか。
事務局	歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、指定候補リストに選定している建造物の所有者と協議を行い、指定を進めて参ります。
委員等	景観重要建造物への補助制度があるのであれば、歴史的風致形成建造物への補助制度とのバランスはどうか。また、所有者には歴史的風致形成建造物に指定された場合、税制優遇を受けられることを案内してはどうか。
事務局	<p>景観重要建造物への補助制度はございません。景観重要建造物のほとんどが公共施設であることから、補助制度の新設は予定しておりません。</p> <p>仰る通り、所有者には税制優遇についてご案内するようにいたします。</p>
委員等	景観計画における景観重要建造物は市域全域で適応できるが、歴史的風致維持向上計画における歴史的風致形成建造物は重点区域のみの適応となるため、両計画の特徴を活かして指定を進めていくと良いと思います。
委員等	歴史的風致形成建造物と景観重要建造物への指定は重複が可能であるため、大津市として指定基準やバランスを整理すべきだと思います。
事務局	仰る通りでございます。
委員等	登録有形文化財への指定の際は、歴史的な建造物を守りたいと思いを抱く所有者にアプローチする形で指定を進めていった。歴史的風致形成建造物への指定も同様に、建造物保存に思いを抱く所有者に対しアプローチすべきで、補助制度があることを強調するのは違和感があります。
事務局	<p>まずは指定候補リストに選定している建造物から歴史的風致形成建造物へ指定を進めていくことが大切だと考えています。指定候補リストに選定している建造物のほとんどが、登録有形文化財に登録されていることから、所有者は建造物を守りたい思いをお持ちだと思います。そういった思いをお持ちの方を行政も支援し、所有者と行政が一体となって建造物を守っていくという意味での補助制度だと考えています。</p> <p>今後、新たな指定候補を選定する際には、所有者の建造物を守りたい思いを優先しながらも、各重点区域の歴史的なつながりを考慮して候補を選定していきます。</p>
委員等	歴史的風致形成建造物指定候補リストに選定されている登録有形文化財は、敷地内の建造物全てを指していないようですが、指定に際してはどこまでが対象となりますか。
事務局	指定候補を選定した際は、曳山が通る道といった歴史的風致を考慮し、通りに面している建造物だけを想定していましたが、大津市歴史的風致形成建造物指定第1号である「旧岡本家住宅」では、主屋だけでなく敷地内の建造物全てを対象にしております。これは指定に際し、協議会の委員の皆様よりご意見を頂戴したことにより決定致しました。今後指定する建造物についても敷地内全ての建造物を対象とすべきか、検

	討してまいります。
会長	他に、よろしかったでしょうか。 ありがとうございました。 続きまして、(2) 大津百町エリア部会の新設について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(2) 大津百町エリア部会の新設について ＜説明＞
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきましてご意見等はございますか。
委員等	今後、坂本地域、堅田地域ではどのようなスケジュールで部会を設立されますか。
事務局	現在、本市では景観計画の策定に伴い、各重点区域においてワークショップ開催を検討しております。ワークショップで各重点区域の方々にご意見、ご提案を伺い、その内容を踏まえ、部会設立に向けスケジュール、メンバー等を検討して参りたいと思います。
委員等	大津百町エリア部会の活動範囲図の記載（凡例）に誤りがあるように思います。また、活動範囲として定めた範囲の根拠を教えてください。
事務局	凡例については正しい内容に修正致します。活動範囲につきましては、歴まち事業の実施にあたり目安として設定したため、活動範囲を大きく逸脱しない限りは事業対象外となるわけではありません。
委員等	大津百町エリア部会の役割、協議会との関係性について説明してください。
事務局	大津百町エリア部会では、大津市歴史的風致維持向上協議会では協議しきれない大津百町地域における歴まち事業について、実施の方向性等を調整、検討する組織でございます。歴まち事業の実施に際しては、部会メンバーを中心に据え、組織した事業毎の実行委員会にて、事業の検討、実施を行います。 部会で実施し、検討している歴まち事業については、本協議会開催時に報告致します。
委員等	補足説明致します。 部会メンバーは地域に携わっている多種多様な方々で構成されており、そのメンバーがそれぞれの視点で歴まち事業について提案し、それを受けて事務局が実施する事業を選定し、選定した事業を部会メンバー中心に実施していきます。
会長	その他ご意見はございますか。 ありがとうございました。 最後に、その他について説明をお願いします。
事務局	(3) その他 第13回歴まち協議会 開催スケジュールについて ＜説明＞
会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますか。

	無いようですので、本日の議題は以上となります。
事務局	(閉会)

以 上